

第 77 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市生涯学習支援センターその他の施設）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市生涯学習支援センターその他の施設（神戸市立自立センターあづま及び神戸市立あづま幼稚園を除く。）

2 指定管理者

神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号

公益財団法人神戸市スポーツ協会

代表理事 國井 総一郎

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

理 由

神戸市生涯学習支援センターその他の施設の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市生涯学習支援センターその他の施設の指定管理者の指定について

1. 公の施設の名称

神戸市生涯学習支援センターその他の施設（神戸市立自立センターあづま及び神戸市立あづま幼稚園を除く。）

2. 選定した指定管理者候補者

神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号
公益財団法人 神戸市スポーツ協会
代表理事 國井 総一郎

3. 指定期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

4. 令和5年度予定額

108,345千円

5. 債務負担行為

期間：令和4年度～令和9年度 限度額 541,725千円

6. 選定までのスケジュール

提案書類受付期限 令和4年9月1日（木）
選定評価委員会 令和4年9月16日（金）

7. 選定理由

今回の神戸市生涯学習支援センターの指定管理者候補者の選定にあたっては、1団体から応募があり、提案内容について審査を行った。

候補者からは、神戸市生涯学習支援センターの設置目的、社会的使命を果たすために、どのような方針、組織、人員配置等をもって当該施設を運営し、事業を企画・実施していくのかということについて提案をいただいた。

候補者は、神戸市生涯学習支援センターの業務内容に対し深い理解を有しており、安定的な施設管理運営が期待されるとともに、地域や地元団体等との連携事業や、西本館2階に多世代の利用者が集うことができる交流スペースを設置、運営することなどの提案について高い評価を獲得した。

また、収支計画についても、実現可能な計画であった。

以上について審査項目にしたがって評価した結果、候補者の提案が、指定管理者候補者としての業務遂行能力を有するものであるという結論を得た。

8. 評価基準・評価結果

審査項目	配点	得点
		候補者
応募者に関する項目	10	9.0
応募者の活動拠点に関する項目	10	4.0
事業運営に関する項目	25	24.3
利用者へ提供するサービス内容に関する項目	40	33.0
収支計画	15	12.4
現指定管理者への実績評価加算	7	3.0
合 計	107	85.7

9. 応募団体（五十音順）

- ・公益財団法人 神戸市スポーツ協会

〔施設の概要〕

（1）設立趣旨

神戸市生涯学習支援センターは、市民の生涯学習に係る活動を支援し、もって生涯学習の振興に寄与することを目的に、旧神戸市立吾妻小学校施設を改修して平成12年に開設。

（2）所在地

神戸市中央区吾妻通4丁目1番6号

（3）延床面積

（北 棟）3,491㎡

※但し、1階「自立センターあづま」部分664㎡は指定管理業務の対象外

（西本館）7,694㎡

※但し、1階「あづま幼稚園」部分807㎡は指定管理業務の対象外

（4）敷地面積

7,115㎡

（5）施設内容（※の施設の専用部分は指定管理業務の対象外）

(北 棟)

- 1階 中央消防署消防団第3分団器具庫※
- 2階 リサイクル工房あづま※、中央地域活動支援センター※
- 3階 (公財)神戸市スポーツ協会ふきあい分室※、
神戸東部少年サポートセンター※、市民活動総合支援拠点※
- 4階 (公財)神戸市スポーツ協会ふきあい分室※
(西本館)

- 1階 事務室、図書室、会議室、防災センター
- 2階 生涯学習プラザ (インフォメーション・ワーキングスペース)
パソコン体験教室、貸会議室、展示スペース、倉庫、
ボランティアルーム、プレイルーム、あづま学童保育コーナー※
- 3階 貸会議室、工作室、調理室、展示スペース、倉庫
高齢者学習センター
- 4階 貸会議室、体育館、更衣室、倉庫等
(運動場) 3,211㎡

(6) 開館時間

月曜から土曜 午前9時～午後9時
日曜・祝日 午前9時～午後5時

(7) 休館日

12月28日～翌年1月4日までの日